

AIFMD

Much ado about remuneration



1. Strict new rules around AIFM remuneration

AIFMD (The Alternative Investment Fund Managers Directive) では、AIFM (Alternative Investment Fund Manager) に健全な報酬規制を導入するように求めています。2013年7月22日に報酬規制が発効しますが、AIF (Alternative Investment Fund) は新ルールに基づく承認を申請することで新ルールへの移行を1年猶予される可能性があります。

新ルールは、長期のリスクをとることで短期的な報酬を増加させるようなリスクの高い投資行動を防止することを意図しています。EU以外のパスポートを保有しているAIFMは経過期間後に新ルールに準拠する必要があります。

2. Who will the new remuneration rules impact

新ルールは、ファンドのリスクプロファイルに重要な影響を与える社内の全てのスタッフを対象としており、シニアマネジメントおよびリスクコントロールを行う職員に及びます。

また、リスク管理・ポートフォリオ管理を外部委託している場合、ファンドに重要な影響を与えることができる委託先の職員にも適用されます。

3. Disapplication of remuneration provisions

一定の場合には、変動報酬に関するリスクとの整合性について、新ルールでなく国内当局が作成したproportionality frameworkを適用することができます。その場合、AIFMは新ルールを適用できないとする詳細な説明資料を監督当局に提出する必要があります。

適用できないとする実務が認められるかは不透明です。AIFMは、監督当局と十分な協議を行うことが適当です。

報酬規程の変更は、AIFMにとってある程度の混乱を生じさせるかもしれません。混乱を最小限にするために事前に計画を立てることが有効です。

新ルールの脱法を目的としていなければ、パートナーシップに基づく利益分配は新ルールの影響を受けません。

新ルールの重要な原則は、変動報酬の40%~60%を繰り延べること、少なくとも50%をAIFとリンクした出資証券とすることです。加えて、繰延期間は3年~5年ですが、AIFの存続期間がこれより短い場合には、その期間となります。

複数のEU加盟国でAIFMが活動をしている場合には、各国ごとに新ルールの解釈が異なるかも知れません。

報酬は管理報酬、繰越持分、その他のAIFからAIFMへ支払われるAIFMのサービスに対する対価と想定されています。

AIFMは12.5億ユーロ以上の管理資産を保有し、50名以上の職員を有する場合には、報酬委員会を設けることとされています。

以上

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部 LOB(Line of Business)

e-Mail: assetmanagement@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているAIFMD Letterをベースに作成したものです。

詳細につきまして、法令等の原文を参照するとともに法律専門家等にご相談されることをお勧めいたします。

内容についてご質問等がございましたら左記金融事業部LOBまでご連絡ください。